

信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）の具体化に向けた最新動向と課題 ～G7 デジタル閣僚宣言以降のアクションと西村高等法務研究所「CLOUD Act 研究会報告書 Ver 2.0」の意義～

独禁/通商・経済安全保障ニューズレター

2023年9月26日号

執筆者:

藤井 康次郎

k.fujii@nishimura.com

室町 峻哉

s.muromachi@nishimura.com

1. はじめに

2019年1月、スイス・ジュネーブで開催された世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）にて安倍晋三総理大臣（当時）が提唱した「信頼性のある自由なデータ流通」（Data Free Flow with Trust, DFFT）は、今後、ビジネスや社会課題の解決を進める上で、極めて重要な意義を有すると考えられます。

そこで、西村高等法務研究所は、①DFFTの具体化に向けた具体的な取組みへのコミットを宣言したG7 デジタル・技術大臣会合閣僚宣言（2023年4月30日）以降のアクションについて、官民学の有識者や弁護士による様々な角度からの解説、また、②DFFTを具体化する上での重要課題の1つであるガバメントアクセスの問題、特に企業が保有するデータと捜査を巡る検討と提言を取りまとめた「CLOUD Act 研究会報告書 Ver 2.0」の意義と内容の解説を動画配信いたします。

本イベントは、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業のウェブサイト上で、2023年9月26日より、10月31日まで配信いたします。ご視聴は[こちら](#)からお願い申し上げます。

以下では、各セッションの登壇者・テーマをご紹介します。

2. セッション1「信頼性のある自由なデータ流通（Data Free Flow with Trust）構想とその具体化」

DFFTは、2019年1月のダボス会議にて最初に提言され、その後、2019年6月のG20大阪サミットにおいて、各国首脳からの支持を得て、首脳宣言に盛り込まれました。その後、G7においてDFFTの具体化に向けたロードマップ・アクションプランが策定され、2023年4月29日・30日には、G7群馬高崎デジタル・技術大臣会合（議長国：日本）にてDFFTの具体化に向けた国際制度（Institutional Arrangement for Partnership, IAP）の立ち上げの合意がなされ、閣僚宣言に盛り込まれました。

セッション1では、まず、日本政府内においてDFFTの具体化に向けた交渉でも活躍された目黒麻生子氏（デジタル庁国際戦略企画官）より、DFFTの具体化に向けた取組みの達成状況とIAPの在り方を中心に今後の構想についてご説明いただきます。

また、DFFTの具体化にあたっては、官民間での連携が重要になるところ、ガバナンスやルール形成における官民連携の重要性や連携の在り方について、「アジャイル・ガバナンス」の観点から、羽深宏樹氏（スマートガバナンス株式会社代表取締役 CEO、京都大学特任教授）にご紹介いただきます。

その上で、Business at OECD (BIAC) 日本代表委員としても企業・経済界の立場から継続的にDFFTに関与され続けている渡辺翔太氏（株式会社野村総合研究所工キスパート研究員）より、DFFTに対する企業

や経済界からの期待について、ご説明いただきます。

最後に、データの自由な流通を促進するにあたって最大の脅威の 1 つがサイバー攻撃であると考えられます。そこで、サイバーセキュリティに関する技術や法制度を専門とする北條孝佳氏（西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パートナー弁護士）より、DFFT とサイバーセキュリティの関係について、重要な視点を提示いたします。

3. セッション 2 「西村高等法務研究所『CLOUD Act 研究会報告書 Ver 2.0』の意義」

クラウドサービスの普及により、企業におけるデータの蓄積が進み、また、データが国境を越えて活発に移転するようになった昨今においては、国内で犯罪が行われていても、当該犯罪の捜査にとって重要な証拠となるデータを企業が保有し、しかも、当該データを保存したサーバが国外に所在する場合が増えていきます。こうした国外に保存されたデータの取得がスムーズに行えないと、国は企業等に対して自国の領域内にデータを保存することを要求する誘因を有することになります。2018 年に米国で成立した米国 CLOUD Act は、こうした自国の領域外に保存されたデータの捜査目的での取得の問題について一石を投じた重要立法であり、DFFT の具体化を進める上でも極めて重要な意義を有すると考えられます。

西村高等法務研究所は、このような企業が保有するデータと捜査を巡る法的課題の検討と提言を行うことを目的として「CLOUD Act 研究会」を立ち上げ、2019 年 12 月にその研究成果と提言を取りまとめた報告書を公表し、2023 年 4 月には、国内外における様々な最新動向を踏まえた報告書のアップデート版（報告書 Ver 2.0）を公表いたしました。報告書 Ver 2.0 は[こちら](#)からご覧いただけます（「関連 PDF」より報告書の全文をダウンロードいただけます。）。

セッション 2 では、冒頭、本研究会事務局より報告書 Ver 2.0 の概要について、説明いたします。

その上で、本研究会の委員であり、法務省の法制審議会・刑事法（情報通信技術関係）部会の幹事も務められている成瀬剛氏（東京大学大学院法学政治学研究科准教授）より、法務省における「電磁的記録提供命令」の法制化に向けた議論を中心に、最新動向をご説明いただきます。

次に、同じく本研究会の委員であり、国際法・国際刑事法をご専門とされる石井由梨佳氏（防衛大学校人文社会科学群国際関係学科准教授）より、越境的な捜査目的でのデータの取得に関する国際法上の評価と、国際連携の在り方について、ご説明いただきます。

また、欧州データ一般保護規則をはじめとする国内外のデータ保護法対応を専門とする石川智也氏（西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パートナー弁護士）より、グローバルでのプライバシーガバナンスにおけるガバメントアクセスへの対応の重要性、そのポイントについて、解説いたします。

最後に、本研究会の座長であり、憲法・情報法をご専門とされ、政府内・政府外の様々な研究会・審議会などで座長・委員を務める宍戸常寿氏（東京大学大学院法学政治学研究科教授）より、本研究会報告書 Ver 2.0 の意義について、DFFT の具体化との関係、市民の権利保護、そして企業が果たすべき役割といった観点から、総括的なコメントをいただきます。

4. イベント開催概要及びプログラム詳細

西村高等法務研究所（Nishimura Institute of Advanced Legal Studies）は、日本有数の法律事務所である西村あさひ法律事務所（当時）により、2007 年 4 月に設立されました。

この西村高等法務研究所は、法務に関する戦略的な視点に立った理論的・実務的な調査研究に基づき、法律実務に対して発展的・先端的な提言を行うとともに、法律実務の水準を高度化するための研修や講演を企

画・実施するための研究組織です。日本における社会経済活動の発展のためには、法律実務の健全な発展が不可欠であり、西村高等法務研究所は、そのような法律実務の発展に資するべく、従来の法律実務の枠内では取組みの困難な基礎的及び応用的問題について斬新な調査研究を行い、その成果を実務に還元していくことを目指しています。

本オンラインイベントの開催概要及びプログラムの詳細は以下のとおりです。ご視聴は[こちら](#)からお願い申し上げます。

<開催概要>

配信日時：2023年9月26日（火）～2023年10月31日（火）

主催：西村高等法務研究所（西村あさひ法律事務所・外国法共同事業内に設置された研究部門です）

参加費：無料

対象：どなたでも視聴可能

<プログラム>

1. 信頼性のある自由なデータ流通（Data Free Flow with Trust）構想とその具体化（約1時間）
 - 「Data Free Flow with Trust の具体化」 デジタル庁国際戦略企画官 目黒麻生子氏
 - 「DFFT 実現のためのアジャイル・ガバナンス」 スマートガバナンス株式会社代表取締役 CEO、京都大学特任教授 羽深宏樹氏
 - 「DFFT に対する経済界からの期待」 株式会社野村総合研究所エキスパート研究員 渡辺翔太氏
 - 「DFFT とサイバーセキュリティ」 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 北條孝佳氏
 - 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パートナー弁護士 藤井康次郎氏<司会進行>
2. 西村高等法務研究所「CLOUD Act 研究会報告書 Ver 2.0」の意義（約1時間）
 - 「西村高等法務研究所『CLOUD Act（クラウド法）研究会報告書 Ver 2.0』について」 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業弁護士 室町峻哉氏<司会進行>
 - 「電磁的記録提供命令の創設に向けた議論の最新動向」 東京大学大学院法学政治学研究科准教授 成瀬剛氏
 - 「政府と事業者との直接協力（Direct Cooperation）」 防衛大学校人文社会科学群国際関係学科准教授 石井由梨佳氏
 - 「グローバルでのプライバシーガバナンスのためのガバメントアクセスへの対応」 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パートナー弁護士 石川智也氏
 - 「むすびに 西村高等法務研究所『CLOUD Act（クラウド法）研究会報告書 Ver 2.0』の意義」 東京大学大学院法学政治学研究科教授 穴戸常寿氏

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要があるとあります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 広報室 newsletter@nishimura.com